

昭和学院短期大学健康管理士一般指導員講座規程

平成 15 年 4 月 1 日制定

一部省略

2019 年 5 月 8 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 54 条により開設する健康管理士一般指導員講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 健康管理士一般指導員とは特定非営利活動法人日本成人病予防協会の認定資格である。

2 健康管理士一般指導員講座(以下本講座という)とは、本学が協会から養成機関として認定されたことに伴う講座であり、協会が定める課程としての授業科目と単位数を設置する。

(資格取得)

第 3 条 本学において卒業要件を満たすことを前提として、別表に掲げる授業科目および単位数を修得した者又は修得見込みの者は、協会の資格認定試験を受けることができる。

2 協会の行う資格認定試験に合格した者に「健康管理士一般指導員」資格が与えられる。

(履 修)

第 4 条 本講座の履修を希望する者は、学則 29 条に基づき、所定の手続きを経るものとする。

(経 費)

第 5 条 協会から資格認定を受けようとする者は、資格認定試験料及び資格認定交付申請料を、定められた時期に納入しなければならない。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、2019 年 4 月 1 日より施行する。

別表 健康管理士一般指導員資格認定のための授業科目及び単位数

ヘルスケア栄養学科

授業科目	単位数
健康科学概論	2
環境と健康	2
公衆衛生学	2
社会福祉概論	2
解剖学	2
栄養生理学（含運動生理学）	2
生化学	2
病理学概論	2
食品学総論	2
食品学実験	1
食品衛生学	2
基礎栄養学Ⅰ	2
基礎栄養学Ⅱ	2
ライフステージ栄養学	2
臨床栄養学概論	2
調理学	2
調理学実習Ⅰ（含調理学実験）	1
化学	2
生物学	2
基礎の科学	2